

厚生労働大臣が定める掲示事項

○保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○近畿厚生局への届出事項

- ・外来感染対策向上加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(1)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(2)
- ・酸素の購入価格に関する届け出

【明細書発行体制加算について】

領収書発行の際に、診療報酬の算定が項目ごとに分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤や検査等が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

【医療情報取得加算について】

オンライン資格確認の運用開始に伴い、当院でもマイナンバーカードが保険証としてご利用できます。

それと同時に受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことが可能です。

【一般名処方加算について】

後発医薬品のある医薬品は、特定の医薬品名で処方するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

【保険外負担に関する事項について】

・院内診断書一通 3000 円（税抜）

その他診断書、証明書、健康診断、予防接種などの実費の費用は事前に説明致します。